

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)

給付金の申請をされる方(児童扶養手当の支給要件に該当する方)のお名前を記入してください。

公的年金等受給者として申請される方は、必ず「公的年金受給状況」欄に受給中の年金を記載してください。

令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する(給付金の対象となる)お子さんのお名前を記入してください。

※令和5年3月以後に生まれたお子さんや平成17年4月1日以前に生まれた(障害の状態にあるお子さんの場合は平成15年2月以前に生まれた)お子さんは対象外となりますので記入しないでください。

同居する配偶者又は申請者と生計を同じくする(養育者の場合はその方の生計を維持している)扶養義務者がいらっしゃる場合はお名前を記入してください。

支給市区町村

中央区長

市区町村
受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者 ※氏名欄は自署してください。

記入日 年 月 日

ふりがな 氏名 ちゅうおう はなこ 中央 花子	性別 女	生年月日 〇年〇月〇日	現住所 中央区築地1-1-1 電話 090 (1234) 5678
公的年金受給状況 <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができる(種類:遺族年金) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況 <input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止(種類:) <input checked="" type="checkbox"/> 受けることができない	

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。

※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和5年2月28日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	ふりがな 氏名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1	ちゅうおう いちろう 中央 一郎	子	男	有	〇年〇月〇日	同居	
2	ちゅうおう はるこ 中央 春子	子	女	無	〇年〇月〇日	別居	■■市△△丁目□□番地
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ、20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者	中央 夏子	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
扶養義務者		有・無


※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ず確認してください。)

必ず☑をし、提出漏れがないか、ご確認をお願いします。

提出書類

- ☑ 『子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項を記入してください。
- ☑ 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を用意してください。
- ☑ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を用意してください。
- ☑ 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※ 戸籍謄本又は抄本を用意してください(既に、児童扶養手当の受給資格について区の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
- ☑ 『収入(所得)額の申立書』(別紙第4号・第5号様式)
※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

公金受取口座 未登録の方	<p>マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。</p> <p style="text-align: right;">「公金受取口座」の概要及び登録はこちら</p>  <p>(公金受取口座制度とは) 国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への</p>
-----------------	--